

## これまでの議論を踏まえた意見・論点の整理

## 1. 基本的方向性

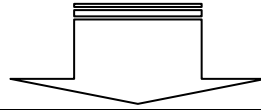
## 論 点 整 理

- ◆ 新法人への移行は、単なる法人制度の変更に止まらず、国立病院及び労災病院がこれまで担ってきた使命を果たし、機能を最大限発揮し、我が国の国民医療の向上に寄与できるよう、医療事業の特性を踏まえた制度設計としてはどうか。（第1回資料1-1）
- ◆ 法人による臨機応変な対応（経営判断）が求められる医療事業の特性等を踏まえると、独法制度共通の一律の規制はなじみにくいという意見もあり、可能な限り法人の自主性・自律性を尊重することとしてはどうか。（第4回資料2-1など）
- ◆ 国による法人への関与の新しい在り方については、国が担うべき政策医療等について国が適切に関与しつつ、法人の説明責任や透明性が確保されることを前提として、事後評価を重視することとしてはどうか。（第1回資料2-2、第4回資料2-1）
- ◆ 政府出資により事業運営を行う法人であることから、確実に事業を実施するために、監事機能の強化、厚生労働大臣による業務運営改善への関与、役員の責任の強化等を行うこととしてはどうか。（第4回資料2-1）

## 2. 両病院の使命、役割、業務等

### 委員から出された主な意見等

- 国立病院と労災病院は、国が医療政策や労災補償政策上必要と判断した事業について、引き続き率先して実施すべき。また、国の医療政策や労災補償政策を総合的に支える病院であるべきで、そのためには病院ネットワークの枠組は不可欠。  
(第1回資料3-1「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会」報告書概要)
- 政策医療の範囲は、時宜に応じて検討していく必要がある。(同上)
- 両病院は、政策医療を提供するだけでなく、一般医療も含め、地域の医療機関との連携を強化し、地域の患者サービスや医療水準の向上・発展に寄与すべき。(同上)
- 政策医療の確実な実施と、自主的・自律的な経営を実現するためには、自由だけではなく、法律に設置根拠を持つ法人とすれば、それなりの公的関与が必要になると考えるので、政策医療を担うということに加えて、医療計画の5事業などに対する貢献など、率先してそういう役割を担い、自由とミッションというバランスをもつことも必要。
- 基本的に政策医療をやるべきというところは同感だが、更にその上の医療業務について、余り制限を加えるべきではない。
- 医療には地域性があるため、それぞれの地域の住民が求める医療を提供することを第一に考える必要がある。
- 一般診療の技術、知識、実践から、早く病院ごとに新たな課題を抽出してアクションをとっていくというような体制が新しい法人に求められることではないか。
- ナショナルセンターは先端的かつ要素還元的な研究をしていくわけだが、両機構の場合にはネットワークがポイント。地域のネットワークの中から実態を把握して、何か法則性を見つけていく医学があるだろう。そのため、役割を分担しながら、必要な研究を行わないと、存在感が薄れていくのではないか。
- 国立病院機構法第19条や労働者健康福祉機構法第16条の命令(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の命令)について、仮にこうした法律の条文が何もないとなると、災害時などに現実としては動きにくくなるのではないか。
- 新法人移行後の労働者健康福祉機構が担う業務は、病院事業と産業保健事業であり、ほかの事業は、経過措置はあるにしても、ほとんどやらないということ構わないのではないか。



## 論 点 整 理

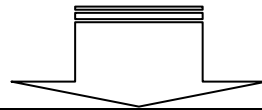
- ◆ 政策医療については、国がその範囲等を明確化し、引き続き確実に担わせることとし、その範囲は、時代や社会環境に応じて変化するため、時宜に応じて見直しをすることとしてはどうか。
- ◆ 病院ネットワークを活用し、政策医療の課題を把握することや、その課題に対応するための研究が必要ではないか。
- ◆ 政策医療を実施するとともに、地域の中で必要とされる医療は、他設置主体の医療機関と連携しながら、引き続き提供することとしてはどうか。
- ◆ 災害発生時等の緊急時における厚生労働大臣の命令については、引き続き同様の規定を置くこととしてはどうか。
- ◆ 新法人移行後の労働者健康福祉機構が担う業務は、病院事業及び産業保健事業と経過措置的業務としてはどうか。

### 3. 目標・評価の在り方

#### 委員から出された主な意見等

- 新しい法人制度の目標・評価の在り方については、
  - ・ 法人の機能をより効果的に発揮するため、現行の独立行政法人制度の枠組みにとらわれず、医療の現場を担う法人の自主性・自律性を尊重すべきではないか。
  - ・ 国が担うべき政策医療等を確実に実施するという観点から、国が医療の特性を踏まえつつ直接評価を行い、必要な改善を促せる仕組みとすべきではないか。（第3回資料3）
  
- 医療の現場を担う法人の自主性・自律性を尊重し、法人の機能をより効果的に発揮するため、
  - ①国からは詳細な指示を行うのではなく、基本的な方向性（基本方針）を示し
  - ②法人が、国の示す基本方針に基づいて「基本目標」を作成し、国の認可を受け
  - ③法人が基本目標を踏まえて、中期的な「基本計画」及びそれに基づく毎事業年度における「年度計画」を作成することとしてはどうか。
  - ④基本方針の策定及び基本目標の認可に当たっては、医療の特性を踏まえ、専門的な観点から関係審議会の意見を聴くこととしてはどうか。（第3回資料3）
  
- 業務評価については、
  - ①政策責任者たる厚労大臣が、法人の業務運営の状況の評価することとしてはどうか。
  - ②評価の結果に基づく業務運営改善の措置については、命令ではなく勧告としてはどうか。
  - ③評価に当たっては、第三者チェックの仕組みとして、専門的な観点から関係審議会の意見を聴くこととしてはどうか。（第3回資料3）
  
- 政策のミッションとして、確実に実施して欲しい医療の範囲等は、行政サイドが指示を出して実施を担保する方が良い。
  
- 目標について、医療の世界で数値的な目標を達成するというのは馴染まないかもしれないが、一方で、評価というものは、この年にはこういうことをやるのだという目標を立てていることに対して、評価するものであるため、年数を含めない形にするのはいかがなものか。

- 国の出資があるとすると、いきなり純粋に民間医療法人というわけにはいかず、何らかの国の関与は必要。評価などについて関与する場合は、厚生労働省だけで評価した場合に、お手盛りという批判はでないのか。それを防ぐためには厚生労働省がしっかりとした評価を行い、それを社会保障審議会なりが厳しくチェックすればよい。
- 政策医療のみならず一般医療も行う法人が、医療の世界、あるいは患者、被保険者という関係者の中で評価がされるという必要性もあるのではないか。現実的には全くの第三者評価ということはある得ないので、いまのところは審議会を使うということになると思う。



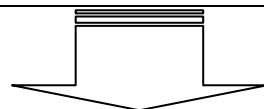
### 論 点 整 理

- ◆ 医療事業の特性を踏まえ、国が担うべき政策医療等について国が適切に関与しつつ、目標や計画については極力、法人の自主性、自律性を尊重するものとしてはどうか。
- ◆ 目標は適切な期間を区切って設定することとしてはどうか。
- ◆ 事後評価として、政策責任者である厚生労働大臣が直接評価を行うこととしてはどうか。
- ◆ 厚生労働大臣による基本方針の提示や評価に当たっては、医療事業の専門性やお手盛り防止の観点から、第三者である関係審議会の意見の聴取を行うこととしてはどうか。

#### 4. 法人の組織・運営等（ガバナンス関係）

##### 委員から出された主な意見等

- 新法人は、事後評価を重視することとした場合には、出資目的の実施状況や、医療事業の公共性に着目した情報公開を行うことで、説明責任を果たすこととしてはどうか。（第4回資料2-2-①）
- 新法人における監事機能についても、その職務の遂行をよりの確なものとするため、行政法人（改正案）と同様に、権限及び義務を付与してはどうか。（第4回資料2-2-②）
- 厚生労働大臣が評価結果に基づき業務運営の改善を促す仕組みについては、医療の現場を担う法人の自主性・自律性を尊重し、命令ではなく勧告としてはどうか。一方、医療事業の業務運営が著しく適正を欠く場合や不正行為・違法行為がある場合には、医療法人制度に倣い、厚生労働大臣が是正又は業務運営改善について命令することとしてはどうか。（第4回資料2-2-③（一部再掲））
- （説明責任・透明性の確保、監事機能、法人の業務運営の改善について）基本的には現状を踏襲しており、その点では問題はなく妥当。
- 労働者健康福祉機構については、政策医療の強化及び経営の更なる改善を図るため、ガバナンスの一層の強化が必要であることから、非常勤理事（有識者等）の登用が必要。（第4回資料2-1）



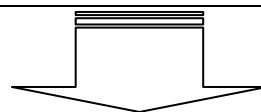
##### 論 点 整 理

- ◆ 新法人は、自律的かつ効率的な法人運営を行うこととなるが、国からの出資を受けて事業を行うこと、法人の説明責任や透明性が確保されることを前提として事後評価を重視することとした場合には、国から負託された業務の実施状況や、医療事業の公共性に着目した情報公開を行うことで、説明責任を果たしていくこととしてはどうか。
- ◆ 監事機能については、現行の職務のほか、不正行為等の発見時の報告義務や職務の遂行に必要な報告徴収・調査権限を付与することとしてはどうか。
- ◆ 医療事業の業務運営が著しく適正を欠く場合や不正行為・違法行為がある場合には、厚生労働大臣が是正又は業務運営改善について命令することとしてはどうか。

## 5. 法人の組織・運営等（役員関係）

### 委員から出された主な意見等

- 新法人の役員（特に理事長）は、その任に相応しい者をどのように選考・任命するか。（第4回資料2-3-①）
- 公募が適当なケースと適当でないケースがあるというのは、少なくとも業務の最高責任者に関しては適切な方を選ぶ方式というのは公募しないということも納得できる。
- 公募、ヘッドハンティングにはそれぞれメリット・デメリットがある。原則公募とすることが新法人に妥当かというところちょっと疑問がある。ヘッドハンティングでしかるべき人を持つてくる道を開いておいた方がいいのではないか。原則公募では公募しないことの説明責任を法人に負わせることになり適当でない。
- 新法人における役員等についても、その職務の遂行の適正性を担保するため、損害賠償責任を課してはどうか。（第4回資料2-3-②）



### 論 点 整 理

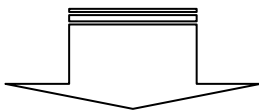
- ◆ 役員は、医療事業を担う法人の特性を踏まえ、専門的知識や優れた経験を有する者を着任させることが必要であり、その任に相応しい者をどのように選考・任命するか検討してはどうか。
- ◆ 新法人の自律的な経営や業務運営を確保する一方で、役員の職務遂行の適正性を担保するため、任務を怠ったことにより法人に生じた損害を賠償する責任を課すこととしてはどうか。

## 6. 法人の組織・運営等（雇用・人事管理関係）

### 委員から出された主な意見等

- 医療事業を行う法人については、透明性を確保しつつ、法人の目的を達成するために必要な人員を、効率的に配置することにはどうか。（第4回資料2-3-③）
- 政策医療を継続的に行うため、また労災補償政策の医療面のセイフティネットの役割を果たすため、医師・看護師等の人材の確保と養成が必要。（第4回資料2-1）
- 診療報酬を適切に確保していくため、事務職の人材確保と養成が必要。（同上）
- 法人の自主性に任せるといふならば、人事交流も含めて考えたときに、果たして国立病院機構は今のままの公務員型でいいのだろうかという疑問がある。公務員型のままで、非常に弾力的なかつ自主性を重んじたような計画を作成するのは難しい。
- 急性期病院間の競争がますます激しくなる今後、新法人に優秀な医師を集める一つの方策として、医師のキャリアパスの中で一部の医師を対象とし、「年俸制や任期制」を選択することができる制度を導入することが考えられる。  
また、新法人の職員の給与水準については、優秀な医師や看護師の確保に支障がないようにすべきである。
- 政策医療を実施する医療機関としては、病院の運営にあたり総人件費による管理は、患者数の動向、提供する医療の内容等から病院を運営する責任者としては運営に縛りがかかり適切でないため、人件費比率による管理とするなど、患者ニーズに応じた柔軟な体制が確保できるようにすべきである。
- 患者ニーズを最も適切に評価できるのは、病院の医療者とその経営者である。従って、患者のニーズに応じた人的配置、医療機器等の新設・更新等を病院もしくは新法人が自主的かつ責任をもって行えることが重要である。
- 今後とも適正な人件費管理を行っていくことは必要であるが、医療現場を巡る昨今の厳しい状況のなかで、患者の目線に立った安全かつ良質な医療を提供し、国立病院機構に求められる役割を着実に果たしていくためには、引き続き医師、看護師等の人材確保が必要であるとともに、事務職やコメディカルの配置抑制が既に限界に達していることも踏まえると、医療現場に対して、独立行政法人に対する一律の人件費抑制が課されることのないよう強く望む。  
（国立病院機構に係る平成23年度業務実績の評価結果（厚生労働省独立行政法人評価委員会））





## 論 点 整 理

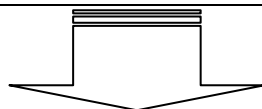
- ◆ 従来の総人件費による管理は、医療事業の特性に照らすと適切ではないという意見もあり、今後の我が国の医療提供体制について、サービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化を図ることが政府方針において示されていることを踏まえ、新法人においては、説明責任や透明性を確保し適切な事後評価を行うことを前提に、国民生活向上に資する医療の提供を行うために必要な医療職等の人員を効率的に配置できるようにすることとしてはどうか。
- ◆ 医療現場における雇用の柔軟化が求められる状況の中、公務員制度では様々な限界が生じている。そのため、新法人の職員は非公務員とし、優秀な医師や看護師の確保に支障がないように給与水準の在り方について検討することとしてはどうか。
- ◆ 国立病院機構においては、公務員制度の下では限界のあった雇用・人事管理について、非公務員化に伴い柔軟化を行いつつ、両機構について、子育て中の医師等の活用、医師不足地域での高齢ベテラン医師の活用、他主体との連携や人事交流、システムマネジメントに精通する者等の専門的技術者の雇用などを進め、提供する医療の向上に努めることとしてはどうか。

## 7. 法人の組織・運営等（投資・財務関係）

### 委員から出された主な意見等

- 国が担うべき政策医療等について、自律的かつ効率的な経営の実現を目指す観点から、どのような財政措置等が必要と考えるべきか。既定の補助制度の活用についても検討すべきではないか。（第4回資料2-4-①）
- 我が国にとって必要な臨床研究等や労災疾病に係る調査研究及び研究成果等の普及・教育などを実施するための財源の在り方の検討が課題。（第4回資料2-1）
- 現在、国立病院機構は診療報酬を中心とした収入の中から政策医療を行っているが、国が政策医療を担えと言う以上、それを担保するお金なりが必要ということはないのか。
- 政策医療というミッションがある中で、国からのお金がなくてうまくいっているなら良いが、診療報酬から一般診療でもうけた部分を政策医療に回すことで、一般医療の質を確保しつつ安定的に政策医療と研究の一体的な提供ができるのか、非常に心配。
- 公経済負担については、国立病院機構が公務員型だから2分の1は自ら負担するというのは、これはそもそも不当に負わされている負担だと考えている。
- 国が担うべき政策医療等について、自律的かつ効率的な経営の実現を目指す観点から、利益処分をどのように考えるべきか。（第4回資料2-4-②）
- 目的積立金に係る経営努力認定について、総務省が一律に定める「新規性」に主眼を置いた認定基準には馴染まないことから、事業の特性を踏まえた個別の認定基準を適用すべき。（国立病院機構に係る平成22年度業務実績の評価結果（厚生労働省独立行政法人評価委員会））
- 病院事業には利益を患者に還元するという基本的な考え方があることから、利益剰余金については医療の用途に充て、患者に還元できる仕組みとなるべき。（国立病院機構に係る平成22年度業務実績の評価結果（厚生労働省独立行政法人評価委員会））
- 利益が出て、これが民間的な自律の新法人になったときに国庫納付というのは論外であり、それは人件費に使うなり新たな投資に使うべき。

- 患者ニーズを最も適切に評価できるのは、病院の医療者とその経営者である。従って、患者のニーズに応じた人的配置、医療機器等の新設・更新等を病院もしくは新法人が自主的かつ責任をもって行えることが重要である。（再掲）
- 国勤務期間分の退職手当の過去債務清算事業の取り扱い（国立病院機構）、国の医療政策として設けられている補助制度の活用の在り方、独法移行時に国庫納付した退職給付引当金の取り扱い（労働者健康福祉機構）が課題。（第4回資料2-1）



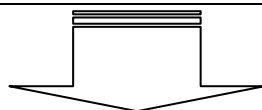
### 論 点 整 理

- ◆ 運営費交付金は、診療事業には一切投入されておらず、国立病院機構については、その殆どが過去債務清算事業、労働者健康福祉機構については、約6割が労災病院等以外の事業のために措置されているが、その性格が、用途が特定されない、いわば渡し切りの交付金のため、国民目線から見ると、多額の赤字補填が行われているという誤解が発生している。このため、新法人に対する財政支援の在り方を検討してはどうか。
- ◆ 公的・民間医療機関に対する補助制度が存在するものは、可能な限りそれを活用できる仕組みとしてはどうか。
- ◆ 医療の利益を患者に還元し、高度化する医療内容、国民（患者）のニーズに応えるためには、自律的かつ効率的な経営の実現の観点を踏まえた利益処分の在り方について検討すべきではないか。
- ◆ 国立病院機構においては、職員の非公務員化に伴い適用する社会保険及び公経済負担の在り方について検討すべきではないか。

## 8. 将来の統合も視野に入れた具体的な検討

### 委員から出された主な意見等

- メリットは運用で対応することが可能な部分があるが、一方、デメリットや仮に統合しようとする場合の懸案・課題は短時間では解消することが難しいことから、両法人を直ちに統合することは困難と考える。  
(第3回資料2(国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会報告書))
- まずは、両法人は、それぞれの課題、懸案の解決に取り組む一方、両法人間の連携方策をより強化することにより、法人統合を行う場合と同様の効果を目指していくことが適当と考える。  
なお、将来の統合も視野に入れた両法人の在り方について、社会情勢の変化、医療ニーズの変化等を踏まえて、引き続き検討していくことが必要と考える。(第3回資料2(国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会報告書))
- 連携とは、少し困っているときに助けるという意味もあるし、さらに人事交流してお互いを活性化するという意味もあると思うが、もしそうだとすれば、これは医師のみではなくて、事務職、看護師や他の職種も、お互いによそへ行って、新しいことを勉強して活性化するということもあるのではないかと。
- 臨床研究分野において、組織的に協力して活性化していくということは重要であり、それをやることのある意味では、人事交流になるのではないかと。



### 論 点 整 理

- ◆ 両法人においては、現在、国立病院機構・労働者健康福祉機構協議会を設置し、人事交流、医薬品・医療機器の共同購入等を進めているところだが、まずはそれぞれの課題、懸案の解決に取り組む一方で、両法人間の連携方策をより強化し、将来の統合も視野に入れた検討を進めることとしてはどうか。

## 9. その他

### 委員から出された主な意見等

- 新法人の制度設計に際しては、政策医療を確実に実施するために、将来の少子化、大学指向や医療の高度化・複雑化等の環境の変化を鑑み、看護師養成の在り方について検討する必要がある。（第4回資料2-5）
- 政策医療分野を実践できる看護師を育成するため、国立病院機構の看護師養成所の大学移行を検討。（同上）
- 付属看護学校の大学化は看護の質の向上あるいは看護の領域の拡大という点で望ましいものと思う。しかし、看護大学の卒業生がどのくらい臨床現場に行くかという点、60%から90%くらいではないか。そうなると国立病院機構の看護師の絶対数が減ることも懸念されるので、今から計画を立てて臨んでほしい。